

高崎市新労使会館建設工事設計業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年11月8日

高崎市長 富岡賢治

1 業務概要

- (1) 業務名 高崎市新労使会館建設工事設計業務
- (2) 業務内容 高崎市新労使会館基本設計・実施設計業務及び既存施設解体設計業務
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで

2 業務の範囲

高崎市新労使会館建設事業におけるすべての建設工事及び解体工事に係わる設計とする。

3 選定方法

設計者の選定は公募型プロポーザル方式によるものとし、高崎市新労使会館設計者選定プロポーザル参加表明書、技術提案書等を提出した者から高崎市新労使会館設計者選定委員会により最優秀者及び優秀者（次点者）を選定する。

4 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- (2) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- (3) 本市の令和2・3年度測量・建設コンサルタント業務入札参加資格の認定を受けている者で、有資格者名簿（市内業者）の建築関係建設コンサルタント業務に搭載され、格付がAクラスの者であること。
- (4) 本市の令和4・5年度測量・建設コンサルタント業務入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係わる申請を行い、令和4年4月1日に認定がなされる者であること。
- (5) 高崎市内に本店があること。
- (6) 平成18年以降に、元請として単体または共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上のものに限る。）として、国または地方公共団体が発注する工事（SRC造またはRC造またはS造2階建て以上かつ延べ床面積1,000平方メートル以上）の新築によ

- る建築物において基本設計または実施設計のいずれかの業務を行った実績があること。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
 - (8) 建築士法第24条第2項に規定する管理建築士が、同法第10条第1項の規定に該当しない者であること。
 - (9) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - (10) 本プロポーザルに参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (11) 会社更生法または民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

5 手続等

(1) 事務局

高崎市商工観光部産業政策課（市庁舎13階）

住 所：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

電 話：027-321-1255（直通）

FAX：027-325-4879

E-mail：sangyou@city.takasaki.gunma.jp

(2) 関係書類および参考資料等の配布

プロポーザルの参加に必要な書類及び参考資料等は、市ホームページからダウンロードすること。

(3) 日程

参加表明書・参加資格要件確認書提出期間	令和3年11月15日（月）～19日（金）
質問書提出期間	令和3年11月 8日（月）～12日（金）
質問回答期限	令和3年11月18日（木）
技術資料及び技術提案書の提出期限	令和3年12月15日（水）
審査	令和3年12月27日（月）（予定）
審査結果の公表	令和4年 1月 下旬 （予定）

(4) 照会及び書類の提出

本プロポーザルに関する照会及び書類の提出先は、上記5手続等（1）の事務局とする。

6 その他

- (1) 詳細は高崎市新労使会館設計者選定プロポーザル説明書による。